

事業主の皆様へ

男性育児休業取得促進の取組 ベストプラクティスを 募集しています！



県内企業が取り組んでいる『**男性の育児休業の取得促進に向けた取組**』の中で、他の企業の参考となる**優良事例（ベストプラクティス）**を募集しています。
応募いただいた取組事例は、県のホームページ等でPRいたします！

募集内容	男性の育児休業取得促進に向けて企業等が実施している取組のうち、ユニークな取組や他企業等の参考となる取組。	
応募企業等の要件 (次の①～⑤のすべての要件を満たしていること。)	① 県内に事業所を有している企業等であること。 ② 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ていること。 ③ 「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、“男性の育児休業等取得促進に向けた取組自慢”が記載されていること。 ④ 他企業等の参考となる独自の取組を行っていること。 ⑤ 法の規定を遵守していること。	
募集期間	随時受付	詳しくはこちらから ※ホームページ改修のため、期間により二次元コードが異なります。
応募方法	次の資料を作成して県に提出してください。 ① 広島県男性育児休業取得促進ベストプラクティス応募用紙（様式第1号） ② 男性育児休業取得促進に向けた取組内容用紙（様式第2号）	



(R6.9.29まで)



(R6.9.30以降)

「育児・介護休業法」が順次改正・施行されます！

令和6年5月31日公布の改正育児・介護休業法の施行に伴い、事業主の皆様は、新たに次の対応が必要になります。

育児休業等の取得状況の公表

R5.4.1～ 常時雇用する労働者 1,000 人超 の企業 → R7.4.1～ 常時雇用する労働者 300 人超 の企業

施行日：令和6年5月31日から起算して1年6か月以内の政令で定める日

3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関して、始業時刻等の変更や短時間勤務制度など
柔軟な働き方を実現するための措置等が義務化

妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の
仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が義務化

R7.4.1～

小学校就学前の子を養育する労働者まで
所定外労働の制限（残業免除）の対象が拡大

3歳に満たない子を養育する労働者の
育児のためのテレワークの導入が努力義務化

対象となる子の範囲の延長、取得事由の追加など
子の看護休暇の見直し（名称が「子の看護等休暇」に変更）

介護離職防止のための個別の
周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が義務化

「改正育児・介護休業法」の詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



男性育児休業取得促進の取組が 「広島県仕事と家庭の 両立支援企業登録制度」で PRできます！

『広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度』は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「仕事と家庭の両立支援」や「仕事と介護の両立支援」に取り組む企業等を、県が登録する制度です。登録企業には、登録証及び登録マークを交付するとともに、県のホームページ等で企業の取組内容を紹介しています。

また、「男性の育児休業等取得促進に向けた取組自慢」から男性育児休業の取組もPRできます。

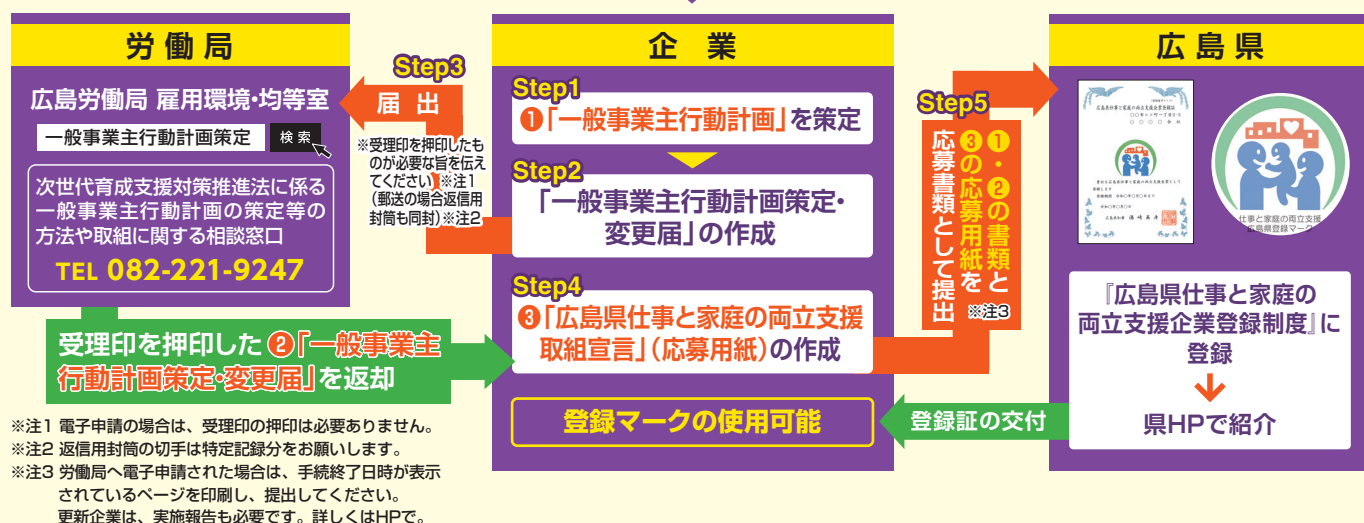
登録企業

のべ

1,655社

令和6年7月末現在

『広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度』の流れ5Step!



登録のメリット

- 企業のイメージアップや優秀な人材の確保が期待されます。
 - 登録企業には、登録証を交付するとともに、取組内容を県のHPで紹介します。
 - 登録マークを企業HPや名刺・広告・商品・求人関係書類などに使用することができます。
- 県の「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等業務」における入札参加資格審査で加点されます。
- 広島県の制度融資（働き方改革・女性活躍推進資金）が利用できます。

応募用紙と添付書類を FAX 又は郵送で送っていただくだけで、簡単に登録できます！また **電子申請での応募も可能** です。

詳しくは **仕事と家庭の両立支援企業登録 広島** 検索



(R6.9.29まで)



(R6.9.30以降)

※ホームページ改修のため、期間により二次元コードが異なります。

人的資本経営

広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度

提出先・お問い合わせ先

広島県人的資本経営促進課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 県庁東館3階
TEL.082-513-3419 (ダイヤルイン) FAX.082-222-5521
E-mail: syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp